

京都市児童福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川大作

京都市規則第111号

京都市児童福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第7条第3項」を「第7条第4項」に改め、同条第2項中「第7条第4項」を「第7条第5項」に改める。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(使用料の不徴収)

第5条 条例第7条第3項の規定の適用を受けようとする者は、その者が同項各号のいずれかに該当することを証明する書類を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局児童福祉センター)